

スプリングレビュー調書

企画部、農林水産部
農業委員会、都市計画部

【報告事項】(案件名を記入してください)

農地法等に伴う市街化調整区域の土地利用の影響について

【現状と課題】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

農地法・農振法が改正されたことにより、市街化調整区域における土地利用について、影響が生ずる。

1 優良農地及び開発可能な農地の判断基準が厳しくなるため、市街化調整区域における開発許可が困難となる。

① 立地誘導地区（工場、観光等）

… 農地区分の厳格化 → 立地が困難となる。

② 大規模既存集落区域 … 農地区分の厳格化 → 立地が困難となる土地が増える。

③ 市街地縁辺集落区域 … 集団農地等の存在は少なく、影響は少ない。

2 今後の農業事業の実施による影響

三方原用水、天竜川下流用水、浜名湖北部用水の3事業が実施予定されている。

① 事業の受益地は、市街化調整区域の農地のほぼ全域を占めている。

② 受益地では、事業開始から完了後8年間は、工場、住宅等の立地は困難となる。

【課題解決に向けた今後の方向性】

(論点とすべき点を下線で強調してください)

1 本市の将来土地利用計画について、関係部局と協議し、土地利用のあり方を明確にした上で、都市マスをはじめ、諸計画を見直す。

2 開発許可基準については諸計画に基づいて見直しを行う。

3 農地区分による開発できない農地の明確化を行う。

4 農業事業の実施に伴う計画策定時において、受益地設定等について、庁内調整を図る。

【今後の主要事業(案)】

(論点とすべき事業を下線で強調し、概要書(主要事業調書等)を添付してください)



浜松市
HAMAMATSU CITY

発 行 : 浜松市企画部企画課
発行年月 : 平成 22 年 6 月
住 所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2
電 話 : 053-457-2241
F A X : 053-457-2248
E - m a i l : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp
U R L : <http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>